

令和3年10月29日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 原 弘憲
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年9月分)について

令和3年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和3年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和3年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和3年度に発生した事務処理誤りが34件、令和2年度が25件、令和元年度が12件、平成30年度が6件、平成29年度が4件、平成28年度以前が49件、合計130件（市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた16件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な119件について、一覧で事象をお示ししています。

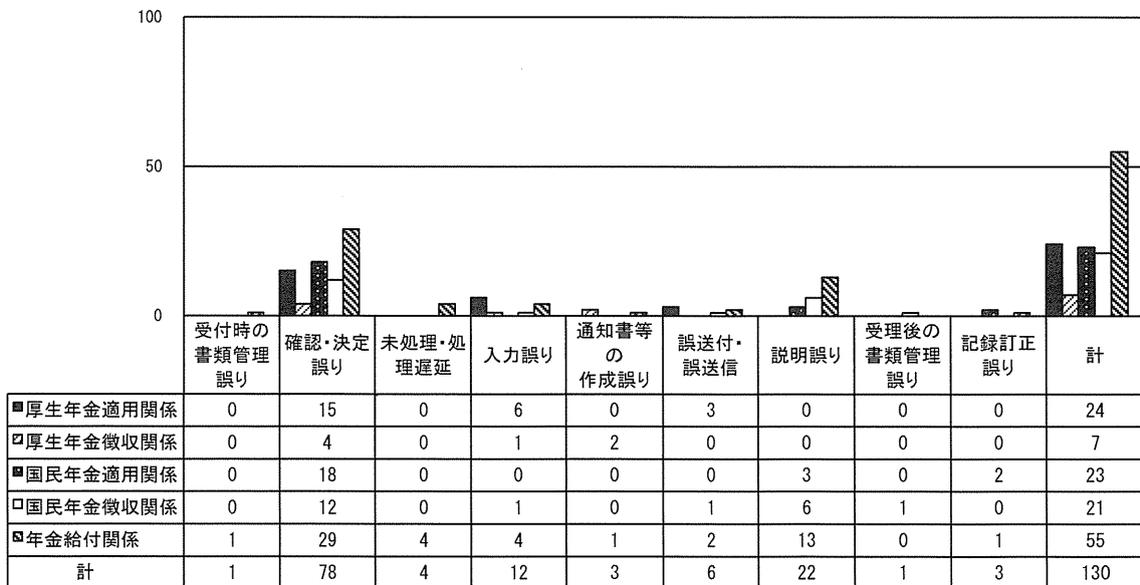
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
件数	31(1)	1	2	2	2(1)	0	1	4(1)	4(1)	4	6	12(3)	25(9)	34(9)	130(25)
割合	23.9%	0.8%	1.5%	1.5%	1.5%	0.0%	0.8%	3.1%	3.1%	3.1%	4.6%	9.2%	19.2%	26.2%	100.0%

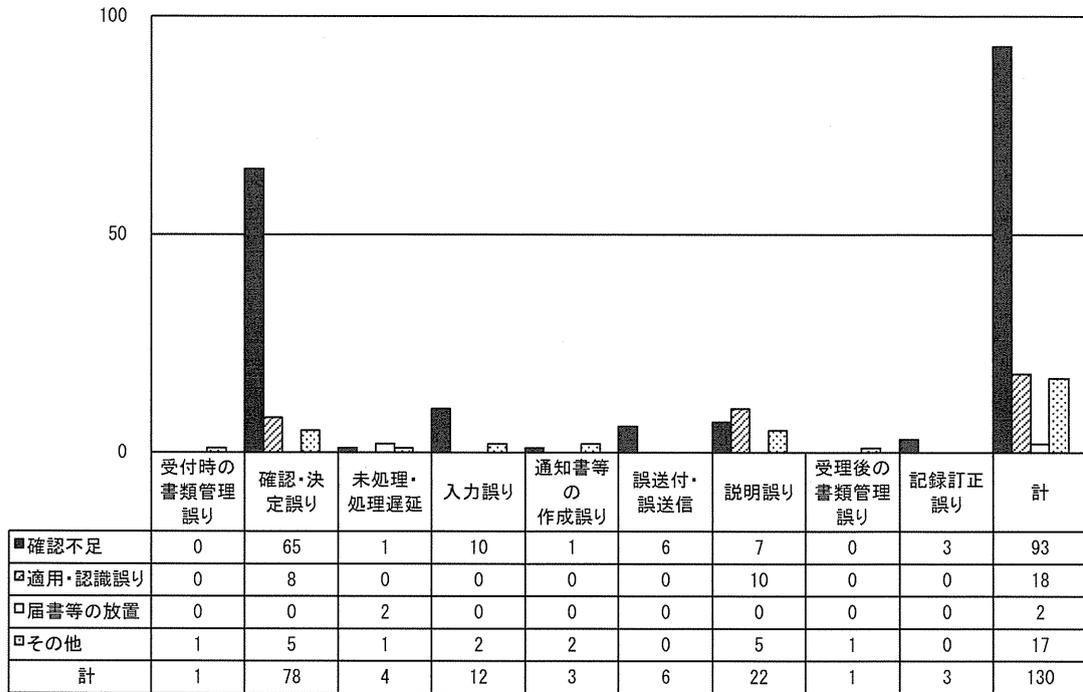
← 社会保険庁
時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

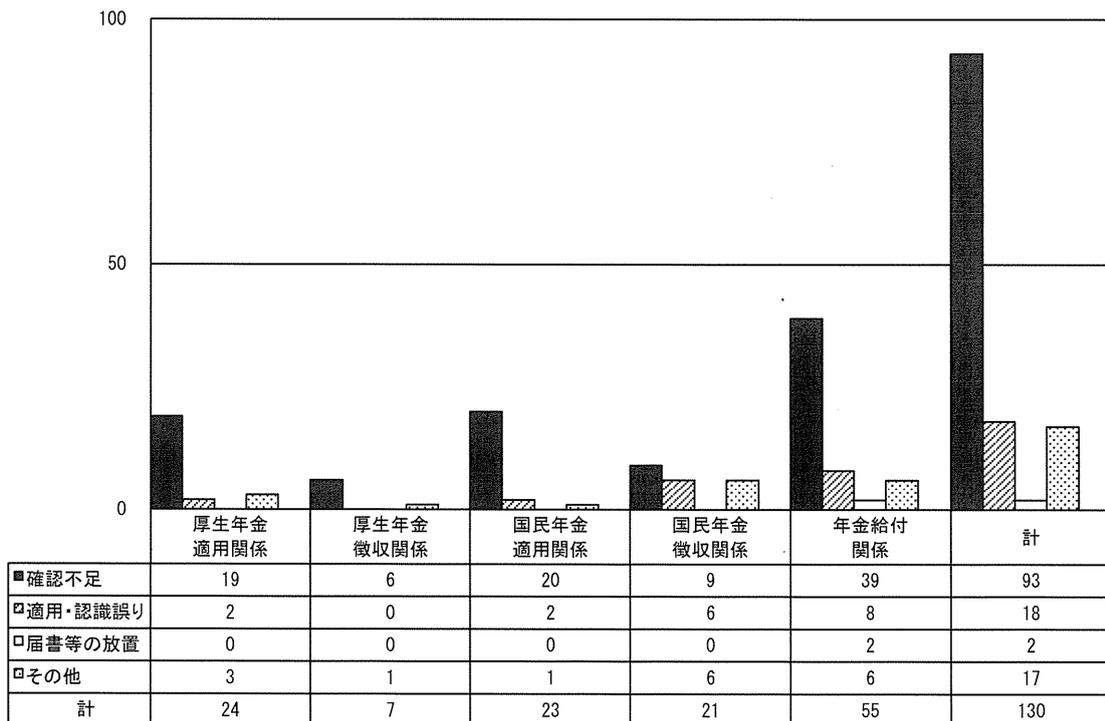
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



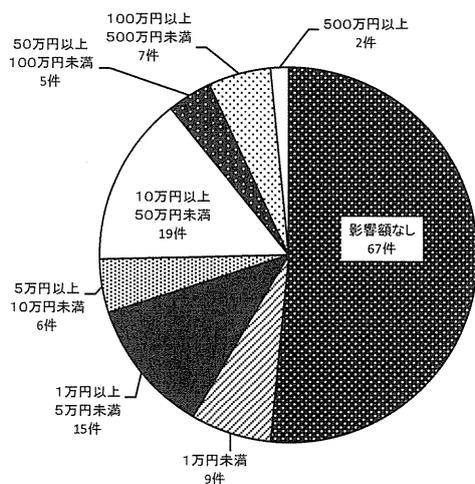
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

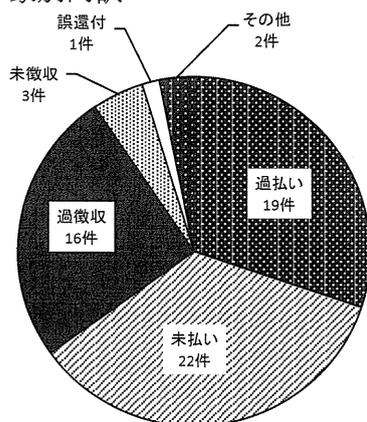


5 影響額別内訳



影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	19	4	15	14	15	67
1万円未満	0	1	0	1	7	9
1万円以上 5万円未満	0	1	2	3	9	15
5万円以上 10万円未満	1	0	0	0	5	6
10万円以上 50万円未満	2	0	5	3	9	19
50万円以上 100万円未満	2	0	1	0	2	5
100万円以上 500万円未満	0	1	0	0	6	7
500万円以上	0	0	0	0	2	2
計	24	7	23	21	55	130

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	19件	7,032,998	370,157
未払い	22件	26,848,571	1,220,389
過徴収	16件	7,161,326	447,582
未徴収	3件	413,360	137,786
誤還付	1件	30,040	30,040
その他	2件	1,235,839	617,919
計	63件	42,722,134	678,129

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未払いと過徴収	1件	567,413円
未徴収と過払い	1件	668,426円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	79件	60.8%
外部	51件	39.2%
計	130件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和3年10月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,515件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	215件	5,659万円	5,670件	15.1億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	683万円	1,686件	14.2億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	511万円	360件	9,250万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	72万円	140件	1,929万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	573万円	17件	7,421万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	6件	47万円	700件	1.1億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生日の誤り	未払い	3件	40万円	328件	5,225万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	37件	5,397万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日の誤り	未払い	5件	17万円	1,705件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	3件	97万円	34件	2,109万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	25件	2,288万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	2,147件	22.5億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	81件	643万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	2件	118万円	48件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	110万円	29件	1,656万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	33万円	67件	4,915万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	11件	3,817万円	262件	13.4億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	100件	1,193万円	25,007件	21.3億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	65件	2,495万円	799件	10.8億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	40件	2.8億円	882件	50.8億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	61件	201万円	85,172件	16.7億円
		過払い	0件	0円	5,356件	1,999万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	0件	0円	180件	3.4億円
		過払い	0件	0円	123件	152万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	62件	1億円	157件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	1件	894万円	1件	894万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39、項番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年9月分の事務処理誤り一覧(1～17ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～22
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 23～27
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 28～48
4. 国民年金徴収関係	8P	整理番号 49～68
5. 年金給付関係	11P	整理番号 69～119

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(18～21ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2019年 9月頃	2021年 8月12日	○お客様から問合せがあり、本人記録の確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			神奈川	横浜西	1999年 4月28日	2021年 4月5日		2名	なし	0
3			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 10月24日	2021年 7月20日		2名	なし	0
4	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 8月19日	2021年 8月24日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届における支払基礎日数の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届における支払基礎日数の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5			福岡	福岡広域 事務センター	2020年 10月5日	2021年 7月30日		1事業所	なし	0
6			京都	事務センター	2019年 8月8日	2021年 6月9日		1事業所	なし	0
7			東京	東京広域 事務センター	2021年 7月7日	2021年 8月20日		12事業所	なし	0
8			東京	東京広域 事務センター	2021年 3月29日	2021年 9月7日		1事業所	過徴収	296,672
9			大阪	大阪広域 事務センター	2019年 7月31日	2021年 4月16日		1事業所	なし	0
				入力誤り						

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	算定基礎届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年8月25日	2021年7月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
11	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年11月6日	2021年7月16日	○担当部署で確認したところ、月額変更届を遡って処理する際に、算定記録を取り消した場合、月額変更届を処理した後に算定記録を再度入力するべきところ、算定記録の入力を漏らしていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、月額変更届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12			福岡	福岡広域事務センター	2021年3月22日	2021年7月1日	○事業所から問合せがあり、本人記録の確認不足により、対象者を誤って月額変更届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13			香川	高松広域事務センター	2019年7月25日	2021年8月23日	○担当部署で確認したところ、月額変更届の処理時に確認が不足し、必要な処理について誤って処理を不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、月額変更届の処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所1名	なし	0
14	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2018年9月10日	2021年8月5日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認が不足し、必要な処理について誤って処理を不要としたため、正しい保険料が徴収されておらず、また、受給されている年金が過払いになっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所1名	その他	668,426
15		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2021年8月4日	2021年9月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の賞与額の確認不足により、誤った賞与額を入力したため、標準賞与額を誤って決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
16	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年7月20日	2021年8月23日	○事業所から問合せがあり、資格取得届処理時の確認が不足し、70歳以上被用者該当処理のみ行うところ、処理が不要である健康保険の資格取得を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	416,220
17	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年9月14日	2021年8月5日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の月額変更届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の月額変更届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	65,044

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
18	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2021年1月13日	2021年5月12日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の賞与支払届の処理における確認不足により、誤って処理が不要である賞与支払届を処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の賞与支払届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	948,018
19	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	石川	金沢南	2021年9月13日	2021年9月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の社会保険労務士宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2社会保険労務士	なし	0
20			埼玉	川越	2021年6月30日	2021年7月1日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
21			滋賀	彦根	2021年9月2日	2021年9月3日		2事業所	なし	0
22	記録訂正の誤り	入力誤り	大阪	吹田	2011年2月23日	2021年9月2日	○お客様から問合せがあり、年金記録補正時の確認不足により、誤った年金記録を入力したため、誤った年金記録のねんきん定期便を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい記録が表記された被保険者記録照会回答票を送付しました。 ●担当部署において、年金記録補正時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2021年 8月11日	2021年 9月21日	○事業所から問合せがあり、換価の猶予申請書について、進捗確認が不足し、換価の猶予許可通知書を送付していないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、換価の猶予許可通知書を送付しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました	1事業所	なし	0
24			大分	佐伯	2021年 5月頃	2021年 7月30日	○事業所から問合せがあり、口座振替に必要な処理を行わなかったため、口座振替がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替処理時における必要事項についての確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
25			愛知	名古屋西	2021年 7月9日	2021年 8月17日	○担当部署で確認したところ、2年以上遡及した月額変更届における保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って登録したため、保険料の過徴収があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	24,216
26	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	京都	京都南	2021年 8月16日	2021年 8月17日	○事業所から問合せがあり、債務承認書作成の際の確認が不足し、誤った金額の債務承認書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、正しい金額を記載した債務承認書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	67事業所	なし	0
27			東京	立川	2021年 6月頃	2021年 8月27日	○お客様から問合せがあり、滞納事業所への送付文書を作成する際の確認が不足し、誤った年金事務所の連絡先電話番号が記載された送付文書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、滞納事業所への送付文書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	17事業所1名	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	1991年 1月頃	2020年 9月10日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得処理をする際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
29			愛媛	松山西	2002年 9月30日	2021年 7月27日		2名	なし	0
30	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1991年 3月30日	2021年 8月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			神奈川	横浜西	1965年 7月頃	2021年 7月19日		1名	なし	0
32			徳島	徳島南	1991年 1月21日	2021年 7月27日		1名	なし	0
33			埼玉	所沢	2016年 9月7日	2021年 7月14日	○担当部署で確認したところ国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	364,820
34			東京	東京広域 事務センター	2018年 8月9日	2021年 8月6日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35			兵庫	事務センター	2018年 7月27日	2021年 7月20日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
36			東京	東京広域 事務センター	2018年 5月10日	2021年 7月28日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	203,420
37	兵庫	兵庫	2017年 4月4日	2021年 7月27日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,960		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2012年 10月24日	2021年 8月6日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	123,020
39			大阪	吹田	2012年 4月2日	2020年 10月6日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	567,413
40		説明誤り	福岡	久留米	2017年 5月6日	2019年 12月3日	○担当部署で確認したところ、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
41			北海道	札幌東	2016年 6月24日	2021年 5月21日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
42			福岡	久留米	2011年 9月29日	2019年 10月15日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
43	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	神奈川	厚木	2015年 11月13日	2021年 6月14日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足し、別人の記録を統合したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	30,040
44			大阪	淀川	2010年 2月9日	2020年 1月9日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
45	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2002年 5月20日	2021年 8月23日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
46	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2021年4月21日	2021年5月25日	<p>○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行ったことにより、別人の未納期間の納付書が届き、当該納付書でお客様が保険料を納付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	過徴収	132,320
47	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2021年3月11日	2021年7月6日	<p>○お客様から問合せがあり、住所変更処理をする際の確認が不足し、誤って別人の住所で変更処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、住所変更処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
48			新潟	長岡	2018年2月頃	2021年5月31日	<p>○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理されていたため、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	393,960

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	福岡	八幡	2021年 3月3日	2021年 5月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料の手続きをする際に、手続きの期限の案内を漏らしたため、お客様の希望する期間の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
50	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2021年 2月16日	2021年 3月10日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料追納申込書の処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,550
51			広島	広島広域事務センター	2021年 6月18日	2021年 7月2日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、追納の順番誤りが発生した際、一部期間へ充当し、残金を還付すべきところ、誤った期間へ充当していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納の順番誤りが発生した際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,130
52	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	青森	むつ	2006年 7月5日	2021年 9月14日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
53			埼玉	川越	1996年 2月1日	2021年 6月1日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当すべき期間が法定免除となっており、お客様が保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	462,240
54			鹿児島	奄美大島	1991年 4月30日	2021年 7月20日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
55			埼玉	川越	2000年 5月22日	2021年 2月19日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,850
56			福島	郡山	1987年 1月13日	2021年 2月19日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	426,440

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2021年3月8日	2021年5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際、国民年金保険料口座振替納付申出書に記載されていた口座番号の記載が不鮮明であったため、お客様へ確認を行った上で処理すべきところ、確認を行わずに処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書を行う際の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58		説明誤り	宮崎	宮崎	2021年4月27日	2021年4月30日	○お客様から問合せがあり、口座振替の金額について案内する際、誤った金額を案内したため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の案内をする際の保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2021年2月18日	2021年7月8日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を処理する際、確認が不足し、クレジットカードの有効期限の確認を漏らしたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカードの有効期限の確認を徹底し、必要な確認を行うよう周知しました。	1名	なし	0
60		説明誤り	大阪	今里	2021年4月9日	2021年5月26日	○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、クレジットカード納付が行われないにもかかわらず、クレジットカード納付されると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
61	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2021年6月7日	2021年8月17日	○担当部署で確認したところ、納付書送付時の確認が不足し、納付書送付を漏らしていたため、お客様の希望する期間の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書送付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62		説明誤り	神奈川	高津	2014年11月頃	2020年11月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際、納付書の使用期限が経過しているにもかかわらず、納付書を使用できると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書の使用期限の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
63		説明誤り	愛媛	松山東	2020年6月2日	2021年4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納の納付方法の説明を誤ったため、お客様が希望する納付方法で前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
64		説明誤り	高知	南国	2021年7月5日	2021年7月30日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料の納付について案内する際に、後日届く前納納付書で納付するよう案内すべきところ、案内を漏らしていたため、お客様の希望する期間の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2021年8月25日	2021年9月3日	○年金事務所から連絡があり、還付請求書を処理する際、還付請求書に記載されていた口座番号の記載が不鮮明であったため、お客様へ確認すべきところ、確認を行わずに処理を行ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の還付請求書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	179,760
66	国民年金徴収関係の誤り	入力誤り	宮城	仙台南	2021年3月22日	2021年5月18日	○担当部署で確認したところ、延滞金領収事務の確認が不足し、延滞金領収後に必要な処理を漏らしたため、納付済みにも関わらず納付書を作成したことで、お客様が二重に納付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金領収後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,700
67	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	国民年金部	2021年8月27日	2021年9月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料納付書を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	4名	なし	0
68	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	大阪	天王寺	2021年1月頃	2021年4月21日	○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の管理不足により、国民年金保険料口座振替納付申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
69	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	1987年 6月13日	2020年 10月13日	○年金相談時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	439,873
70		説明誤り	東京	渋谷	2015年 5月19日	2020年 11月6日	○年金相談時の記録確認により、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	867,762
71			香川	高松東	2020年 2月3日	2021年 2月12日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	40,149
72		入力誤り	北海道	事務センター	2021年 7月29日	2021年 8月18日	○機構本部から連絡があり、受付年月日の確認不足から、年金請求書の処理時に委託業者が誤った受付年月日で行ったため、時効消滅のため5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行う処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払い前であったため、年金の過払いはありませんでした。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
73	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	二戸	2011年 11月24日	2021年 6月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、老齢年金決定時に共済組合期間の登録を誤り老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,136
74			広島	福山	2000年 6月8日	2019年 12月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、年金決定時に共済期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,974
75	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2017年 1月31日	2021年 2月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第3号被保険者期間の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,318

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
76	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	長野	飯田	2009年 6月17日	2021年 6月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	21,793
77			北海道	北見	1999年 8月10日	2021年 5月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,811
78			兵庫	加古川	1996年 10月18日	2020年 8月27日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	74,301
79			香川	善通寺	1962年 11月1日	2021年 8月31日		1名	過払い	11,482
80			石川	七尾	2007年 5月10日	2020年 4月23日		1名	過払い	481,998
81			神奈川	港北	2019年 6月7日	2020年 3月4日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	178,460
82	岩手	一関	1991年 5月29日	2021年 5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害等級3級の障害厚生年金受給中は、法定免除とならないにもかかわらず、法定免除期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,276		
83	宮城	仙台東	2010年 9月15日	2020年 12月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため、法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,596		
84	滋賀	彦根	2016年 10月頃	2021年 3月11日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害福祉年金受給中のため、法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	262,122		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
85	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	1997年 2月21日	2021年 5月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,865
86			京都	京都南	1995年 4月1日	2021年 6月22日		1名	過払い	5,884
87			東京	池袋	2020年 3月20日	2021年 4月15日		1名	過払い	2,441
88	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2020年 12月7日	2021年 1月14日	○お客様から問合せがあり、市区町村において年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、繰下げ希望の有無の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未払い	458,869
89			神奈川県	港北	2019年 7月23日	2020年 10月19日		1名	なし	0
90		群馬	高崎	2015年 5月8日	2020年 12月7日	1名		未払い	157,842	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	福岡	西福岡	2020年7月2日	2020年12月17日	○お客様から問合せがあり、年金請求の遅延による時効消滅のため、5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分の支払いが行われると説明したことから、繰下げ請求を希望しているお客様が繰下げ請求をやめ65歳支給の老齢年金請求を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の時効消滅について再確認しました。	1名	未払い	1,354,287
92	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	津	2005年7月7日	2020年11月11日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	342,690
93			岡山	倉敷東	2007年12月7日	2020年11月12日	○年金相談時の記録確認により、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、共済組合において短期要件の遺族共済年金を決定しているため、短期要件の遺族厚生年金を決定することはできないにもかかわらず、短期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,792,648
94		説明誤り	神奈川	横須賀	2021年2月8日	2021年4月19日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95			和歌山	田辺	2020年1月31日	2021年8月30日		1名	なし	0
96		入力誤り	福岡	久留米	1984年9月9日	2020年10月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に厚生年金の被保険者期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,849,007
97	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2015年7月23日	2021年2月5日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金のみ決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,958,308
98			広島	広島東	2019年11月14日	2020年10月30日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、障害年金決定時に被保険者期間の訂正処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,066

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
99	障害年金の受給要件等の誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2021年7月15日	2021年7月29日	○お客様から問合せがあり、委託業者が、入力項目の確認不足から、年金請求書の処理時に加給年金の対象となる子の入力を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	37,450
100	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	滋賀	草津	2021年5月31日	2021年8月13日	○お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から、老齢年金請求に伴う年金の支払開始時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払いスケジュールについて再確認しました。	1名	なし	0
101	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2010年3月9日	2021年2月1日	○年金請求時の記録確認により、お亡くなりになった方の年金記録の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤ってお客様の年金について、支払保留処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,212,600
102	再裁定の誤り	確認・決定誤り	三重	津	1989年12月27日	2020年2月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,596,796
103	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2021年8月13日	2021年8月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書を受付する際の確認不足から、年金の振込ができない貯蓄口座にもかかわらず受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を届出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	195,225
104			神奈川	横浜南	2021年6月17日	2021年9月13日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時には振込先口座の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,532
105	未支給年金の誤り	説明誤り	山口	岩国	2021年7月30日	2021年8月12日	○お客様から問合せがあり、添付書類の確認不足から、委託社会保険労務士が不要な添付書類を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
106	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 6月7日	2020年 12月16日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金を支給停止する届出であったにもかかわらず処理不要としたため、障害基礎年金の支給停止が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害基礎年金と旧法共済遺族年金を受給する場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,678,013
107	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	神奈川	高津	2021年 7月28日	2021年 8月10日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、本人確認書類の確認不足から、標準報酬改定請求書を提出する際の本人確認書類について、誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し、処理を行いました。 ●街角の年金相談センターにおいて、本人確認書類について再確認をしました。	1名	なし	0
108	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	玉出	2004年 6月21日	2020年 12月16日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書処理時の確認不足から、子の加算対象となる子がいるにもかかわらず、子の確認を漏らしたため、子の加算が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には子の加算の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,219,605
109	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	大阪	東大阪	2020年 10月13日	2021年 4月30日	○市区町村から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、遺族給付受給権者の障害該当届を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,270
110			鹿児島	鹿児島北	2020年 4月7日	2021年 2月2日	○お客様から問合せがあり、市区町村の年金相談時の確認不足から、障害年金請求書を受付する際に、年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう依頼しました。	4名	未払い	84,220
111		入力誤り	本部	中央年金センター	2021年 5月31日	2021年 5月31日	○お客様から問合せがあり、未支払給付金の入力項目の確認不足から、誤った金額を入力したため、給付金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの給付金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時には入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	190
112	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	福岡	西福岡	2008年 4月3日	2021年 4月15日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理して年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	85,329

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
113	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2021年 6月22日	2021年 6月23日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき標準報酬改定請求書の添付書類を誤って別のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した添付書類を回収し、本来お渡しすべきお客様に添付書類をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
114	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	三島	2020年 5月25日	2020年 12月23日	○担当部署において確認したところ、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害給付額改定請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●市区町村の担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、障害給付額改定請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
115			岡山	津山	2020年 11月17日	2021年 4月15日	○担当部署において確認したところ、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●市区町村の担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、障害年金請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
116			本部	年金記録企画部	2021年 5月頃	2021年 8月12日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、記録訂正の依頼を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録訂正の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
117			長崎	長崎南	2020年 10月2日	2021年 6月30日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士の届書の進捗管理不足から、老齢年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢年金請求書の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
118			受付時の書類管理誤り	熊本	熊本西	2021年 4月16日	2021年 8月19日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の受付時の確認不足から、提出のあった老齢年金請求書の受付処理を行わなかったため、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし
119	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	特定事業部	2021年 10月4日	2021年 10月6日	○委託業者の印刷誤りにより、令和3年10月に送付した「年金振込通知書(令和3年10月定期支払)」に記載された「年金振込通知書の送付理由」、「年金の制度・種類」、「基礎年金番号・年金コード」、「振込先金融機関及び支店」、「令和3年10月から令和4年4月までの年金支払額・年金から特別徴収する保険料等・所得税額および復興特別所得税額・控除後振込額」及び「前回支払額」の記載内容が、宛名のお客様とは別のお客様の内容で印刷されていることが判明しました。 ●機構ホームページで印刷誤りに関する周知を行い、該当のお客様に正しい年金振込通知書を再作成してお送りするとともに、文書によりお詫びしました。 ●原因究明及び再発防止に直ちに全力で取り組んでまいります。 ※本件は、次のとおり公表しています。 令和3年10月6日 年金振込通知書(令和3年10月定期支払)の印刷誤りについて 令和3年10月12日 年金振込通知書(令和3年10月定期支払)の再送付	975,065名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</p> <p>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	<p>○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合(短期要件)または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合(長期要件)に、その遺族が受け取ることができる。</p> <p>○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。</p> <p>○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するか選択する。</p> <p>○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。</p>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合で、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加入を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加入することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加入を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加入され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<p>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</p> <p>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</p> <p>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</p> <p>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</p>

項番	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	<p>○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。</p> <p>○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。</p> <p>○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。